

ストップ！客引き行為

八月から、いわき駅前周辺の公共の場所での客引き・誘引行為などを禁止します。



お問い合わせ
市民生活課
交通安全防犯係
☎22・1152

客引き行為等の防止に関する条例を制定

いわき駅前周辺の繁華街では、風俗関連の営業において、通行人につきまとう、客引きなどの迷惑行為が横

行しており、治安の悪化が懸念されています。このため市は、市民の皆さんが安心して快適に通行することができるよう「いわき市客引き行為等の防止に関する条例」を、八月一

指定区域内での客引き行為などに罰則を適用

日に施行しました。これにより、いわき駅前周辺の指定区域内における、公共の場所での客引きや誘

引、またはこれらを目的とした客待ちなどを禁止し、客引きおよび誘引の違反に

対して、三カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金などの罰則が適用されます。

禁止する行為

①客引き行為



相手方を特定して、客や利用者となるよう誘う

②誘引行為



不特定の人に呼びかけたりビラなどを配布し、客や利用者となるように誘う

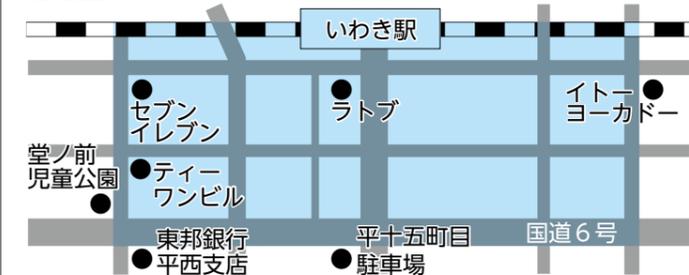
③客待ち行為



①や②をする目的で、うろつく、たむろするなど相手方を待つ

禁止する区域

指定区域内の公共の場所（道路、広場、駐車場など）



「なりすまし詐欺」の被害防止に向けた相談窓口を開設

市民生活課交通安全防犯係 ☎22-1152

市は、社会問題となっている「なりすまし詐欺」の被害防止を目的に、本庁舎および各支所など14カ所に、相談窓口を開設しました。同窓口では、相談者への助言のほか、なりすまし詐欺に関する情報の周知を行うなど、巧妙化する詐欺被害を未然に防ぐための取り組みを行います。

不審な電話や訪問などがあった場合は、一人で悩まずに、まずは最寄りの窓口にご相談ください。

▶相談窓口 本庁舎1階（ふるさと再生課内）および各支所の市民相談員、消費生活センターの消費生活相談員

▶受付時間 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）



市制施行50周年記念

シンボルフレーズが決定

シンボルマークを募集



シンボルフレーズが決定

いわき ステキ 半世紀

最優秀作品「いわき、すてき、半世紀。」
(木下はるみさん・永崎)

○作品の説明／学生時代に上京した以外は、生まれも育ちもいわきで同じ50年を迎えようとしています。自分自身も、これからさらに輝いて充実していけるよう考えました。

来月十月一日の市制施行五十周年をPRするシンボルフレーズについて、応募いただいた二百三十七作品を厳正に審査し、最優秀作品を基にしたシンボルフレーズが決定しました。

シンボルマークを募集

続いて、市制施行五十周年を記念するシンボルマークを募集します。
▼要件 ①②を満たすものを取り入れるか、組み合わせ

わけて使用することを想定し、市制施行五十周年を印象付ける、親しみやすく明るいデザインで、未発表のオリジナル作品。色数は自由

②同記念事業の基本理念・実施方針に即したものの（市ホームページ参照）

▼応募数 一人何作品でも可。ただし、応募用紙1枚につき1作品まで

▼応募方法 同課、各支所・市民サービスセンターに備え付けの応募用紙に、作品（シンボルマーク）と作品の説明（百字以内）、住所・氏名・年齢・電話番号、職業または学校名・学年を記入し、〒970-8686

86 総務課へ（直接持参、☎somu@city.iwaki.fukushima.jp）

参、☎somu@city.iwaki.fukushima.jp）

▼応募期限 9月7日(月)消印有効

※応募用紙は、市ホームページからも入手可。

お問い合わせ
総務課総務係
☎22・7401

市鉄道交通サポーター（鉄援隊）を募集

総合交通対策室 ☎22-1120 FAX 24-4306
sogokotsutaisaku@city.iwaki.fukushima.jp

鉄道交通に関する知識を身に付け、鉄道を守り育む意識の醸成や鉄道交通の利用促進の先導的役割を担う、市鉄道交通サポーター（通称「鉄援隊」）を募集します。

サポーターに登録された方には、オリジナルのサポーター会員証を交付し、電子メールでイベントなどの情報を提供します。

▶活動内容 鉄道交通に関するセミナーの受講、利用促進に向けた調査研究や啓発活動、駅の清掃やイベントの運営などの奉仕活動

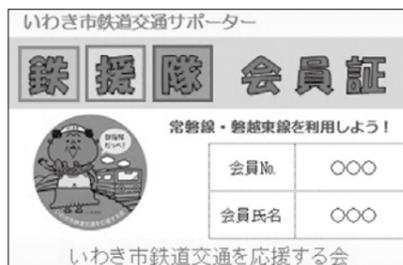
※交通費などの活動にかかる経費は自己負担となります。

▶対象 鉄道を愛する市民や市内の団体（学校や企業など）

▶登録方法 同室、各支所・市民サービスセンター・図書館などに備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、〒970-8686 総合交通対策室へ（直接持参、☎☎可）

▶登録期間 8月10日(月)から随時受け付け

※申込用紙は市ホームページからも入手できます。



サポーターに交付される会員証